深掘り！保険用語〈115〉

株式会社ウインライフ
小野　力
≪E-mail≫
tsutom_ono@maia.eonet.ne.jp

〝証拠提出責任〟ではない

「真偽不明による一方の当事者が被る不利益」を意味する

今回は、「立証責任」について深掘りしたいと思います。

民法の教科書には『不法行為を原因として損害賠償請求を行う場合に、被害者は加害者の過失に関して立証責任を負う』と書かれています。実は、立証責任という言葉は多義的でその意味は少々複雑です。私は最近までその意味を勘違いしていました。

一般的に立証責任という言葉から私たちがイメージするのは、裁判の中で自分の主張の根拠となる証拠を提出する責任（証拠提出責任）だと思います。しかし、民法の教科書がいう立証責任は証拠提出責任ではありません。

民事裁判は原告が被告に対して自らの権利実現などを主張することで開始します。不法行為の場合、原告が『被告の過失のある行為によって、私は損害を受けたので被告は◇◇円を支払え』と訴えるのです。訴える側の原告が、その理由（被告の過失など）や金額を明らかにしなければ何も始まりません。

民事裁判は私人同士の権利義務を裁判所によって裁定してもらう制度です。当事者が自らの主張を「弁論主義」といいます。裁判所は当事者に代わって証拠集めをしたり、当事者が争っていない事実を独自に掘り出したりしてはくれません。また、そうしてはいけないのです。あくまでも原告と被告が主人公であるという建前が貫かれます。不法行為の被害者が気の毒だから裁判所が証拠を集めて加害者に賠償を命じるということはありません。こう考えると証拠提出責任を被害者が全責任を負うことが民事裁判の大原則です。これを「弁論主義」といいます。裁判所は当事者に代わって証拠集めをしたり、当事者が争っていない事実を独自に掘り出したりしてはくれません。また、そうしてはいけないのです。あくまでも原告と被告が主人公であるという建前が貫かれます。不法行為の被害者が気の毒だから裁判所が証拠を集めて加害者に賠償を命じるということはありません。こう考えると証拠提出責任を被害者が負うことは至極当然のことなのです。

立証責任が証拠提出責任を指すのではないとすると、一体何を意味するのでしょうか？

裁判所は当事者が提出した証拠に基づいて原告と被告の主張の真偽を決めなくてはいけません。しかし、裁判官も人間であり、その能力には限界があります。当事者の主張を十分に吟味しても真偽について確信を持てないことがあります。この真偽不明の場合にも裁判官は『分からないから判決を出せません』とは言えません。そこで真偽不明の場合に、どちらか一方の当事者の主張する事実をなかったこととみなして、判決を出すことを可能にするという苦肉の策が考え出されました。不法行為では、原告と被告の主張に甲乙つけ難い（真偽不明）と裁判官が思った場合には原告の主張する事実はなかったこととと扱われて原告敗訴となります。『真偽不明によって一方の当事者が被る不利益』。これが立証責任の意味するところです。

裁判の中で立証責任を原告と被告のどちらに負わせるかという問題を「立証責任の配分」といいます。これがどちらに傾くかは決定的な意味を持ちます。しかし、なんと！この分配方法については民法にも民事訴訟法にも規定がありません。意外なことに法律要件分類説という通説によって分配が決まります。その説によると権利の発生を求めて訴えた側が立証責任を負うことになります。不法行為では被害者（原告）が自らの権利主張を行うので、被害者が立証責任を負うことになります。《トリビア》立証責任には「責任」という言葉が用いられるが「義務」という意味はない。翻訳時に適切な訳語が見つからなかったからとされている。

勘違いしやすい「立証責任」の意味

営業素人からTOTへ！
真似して伸びる暗記営業のススメ

有限会社ミライズ　片岡隆太　－115－
問い合わせ先E-mail：info@mi-rise.com

うれしい報告～必ずある“成功方程式”

今月はある営業さんの「成長物語」。実績ゼロ、経験ゼロからの約3年間の軌跡です。

5月25日、1通の報告メールがきました。

「昨日、支店の表彰式で登壇させていただきました。いつも話をしている、『保険はお客さまの困りごとの解消業。私はこの仕事が大好きで、誇りと信念をもってやっています。市内のみーんな私の見込み客。毎日お仕事が楽しいです』と、想いを伝えたら、損保おじさん達にドン引きされました（笑）。でも聞いてください！　年間MVP支店で1位！　本当に1番になりました！　これからも独自路線で頑張ります！」

2020年、事務職の彼女は未経験のまま営業職に。しかし全く売れず「どうしよう…」と悩んでいた同年9月、保険会社のセミナーで僕と出会いました。受講後、勇気を振り絞り連絡の後、ご縁あって共に歩むことになりました。

第一声は「商品の売り方、営業のやり方が分かりません」でした。持ち前の人懐っこい笑顔や前向きで素直な性格。前職が接客業という経験から、「営業の在り方」と「仕組み」をお話すれば「行動」お話しました。共有する目標は「訪問数」のみ。さぁ、頑張ろう！　初コンサル2020年11月のことです。

既存客を中心に、ヒアリング数×成約率＝成果という数式を1年間かけて導きだしました。「ニーズがある人の割合」は、毎月さほど変わりませんので、訪問件数の重要性を理解してもらいます。成約率も上々で生保優績プランナーに1年で到達。「たぶん1番になるよ」全国表彰式の翌日にランチをしながら彼女に伝えると反応は「?!」（笑）。2022年6月のことです。

この間、コロナのど真ん中で困りごとが明確な時期。「コロナ危機を乗り切る対策」という法人開拓モデルが成り立つので、「困っている業種を探す（マーケティング）」、「案内文章などツール作成（アプローチ）」、「営業トーク制作（セールス）」、「数をこなす（ルーティーン）」という、「営業の仕組み」を法人開拓の実践で学びます。すると月に30社以上の法人開拓に成功。開拓法人からの「口コミ伝染」「紹介連鎖」の方法なども伝授しました。この時の追加契約や紹介が大きな広がりに繋がったことは言うまでもありません。

そして冒頭のスピーチに繋がり、今も共に歩んでいます。

彼女同様、あなたの成長物語に欠かせない成功方程式は必ずあります。勇気あるチャレンジのヒントになりますように。

これから伸びるのは、損保系

> 今回は、「立証責任」について深掘りしたいと思います。
>
> 民法の教科書には『不法行為を原因として損害賠償請求を行う場合に、被害者は加害者の過失に関して立証責任を負う』と書かれています。実は、立証責任という言葉は多義的でその意味は少々複雑です。私は最近までその意味を勘違いしていました。
>
> 一般的に立証責任という言葉から私たちがイメージするのは、裁判の中で自分の主張の根拠となる証拠を提出する責任（証拠提出責任）だと思います。しかし、民法の教科書がいう立証責任は証拠提出責任ではありません。
>
> 民事裁判は原告が被告に対して自らの権利実現などを主張することで開始します。不法行為の場合、原告が『被告の過失のある行為によって、私は損害を受けたので被告は◇◇円を支払え』と訴えるのです。訴える側の原告が、その理由（被告の過失など）や金額を明らかにしなければ何も始まりません。
>
> 民事裁判は私人同士の権利義務を裁判所によって裁定してもらう制度です。当事者が自らの主張を「弁論主義」といいます。裁判所は当事者に代わって証拠集めをしたり、当事者が争っていない事実を独自に掘り出したりしてはくれません。また、そうしてはいけないのです。あくまでも原告と被告が主人公であるという建前が貫かれます。不法行為の被害者が気の毒だから裁判所が証拠を集めて加害者に賠償を命じるということはありません。こう考えると証拠提出責任を被害者が全責任を負うことが民事裁判の大原則です。これを「弁論主義」といいます。裁判所は当事者に代わって証拠集めをしたり、当事者が争っていない事実を独自に掘り出したりしてはくれません。また、そうしてはいけないのです。あくまでも原告と被告が主人公であるという建前が貫かれます。不法行為の被害者が気の毒だから裁判所が証拠を集めて加害者に賠償を命じるということはありません。こう考えると証拠提出責任を被害者が負うことは至極当然のことなのです。
>
> 立証責任が証拠提出責任を指すのではないとすると、一体何を意味するのでしょうか？
>
> 裁判所は当事者が提出した証拠に基づいて原告と被告の主張の真偽を決めなくてはいけません。しかし、裁判官も人間であり、その能力には限界があります。当事者の主張を十分に吟味しても真偽について確信を持てないことがあります。この真偽不明の場合にも裁判官は『分からないから判決を出せません』とは言えません。そこで真偽不明の場合に、どちらか一方の当事者の主張する事実をなかったこととみなして、判決を出すことを可能にするという苦肉の策が考え出されました。不法行為では、原告と被告の主張に甲乙つけ難い（真偽不明）と裁判官が思った場合には原告の主張する事実はなかったこととと扱われて原告敗訴となります。『真偽不明によって一方の当事者が被る不利益』。これが立証責任の意味するところです。
>
> 裁判の中で立証責任を原告と被告のどちらに負わせるかという問題を「立証責任の配分」といいます。これがどちらに傾くかは決定的な意味を持ちます。しかし、なんと！この分配方法については民法にも民事訴訟法にも規定がありません。意外なことに法律要件分類説という通説によって分配が決まります。その説によると権利の発生を求めて訴えた側が立証責任を負うことになります。不法行為では被害者（原告）が自らの権利主張を行うので、被害者が立証責任を負うことになります。《トリビア》立証責任には「責任」という言葉が用いられるが「義務」という意味はない。翻訳時に適切な訳語が見つからなかったからとされている。

奮闘！支社長

西川　新一 ＜133＞

仕事配分バランスの決断下す時

協調性発揮による業務効率化に挑戦

新組織始動や人事異動が重なる4月は例年同様、バタバタの中で時間が経過し、GWの大型連休も重なりあっというまに5月の中旬を迎えた。

毎年のことながら、この年度始めの時期は、年度変わりの挨拶回りや担当変更挨拶に加え、中間管理職として強いられる各種営業活動年間計画書作成や部下との新年度面接等々が一気に集中する季節である。

特に本年は、会社人事制度変更に伴う非正規雇用社員の次期社員登用チャレンジ期間のスタート元年でもあり、いわゆるパート社員についての人事書類作成も課される酷な年度始めとなった。

また、社員戦力面においては、昨年本時期の戦力ダウンゼロ状態と比較し、今春のベテラン女性社員結婚退職による欠員が原因となり、想定通りの大幅戦力ダウン状態での始動となっていた。

支社組織の規模が大きくない当支社は、戦力1名増減事みは、即、組織内他メンバーの業務量に直結し、バタバタの4月が終わっても、例年比を大幅に上回る残業状態が続いていた。

また、管理職としても、成績以外の労務環境整備面で頭の痛い課題が目前に広がっていた。そのような中、複数名存在するパート社員が、正社員同レベルの業務遂行力を身につけ、社員並みに力を発揮できれば、良好な組織運営に大きく好影響をもたらすことが可能であり、当支社在籍パートの方々は一定レベルの資質を保有していた。

一方、社員の誰もが理解しながらもパート社員へのノウハウレクチャーに時間を投じようと意気込むが、人員減によるシワ寄せで増加した自らの業務に引っ張られ、上記レクチャーへの時間投下を邪魔する構図が続いた。

結局、5月下旬の段階で、多くの社員が上記パート社員への時間投下と自らの担当業務への時間投下のバランスがうまくいかず、多くの事務障害事案が露呈、長時間残業に近い状況に陥っていた。本状況は、まさに組織としては初めて迎えることとなった「仕事配分バランスにおける決断を下すべき段階（岐路）」に到達したことを示しており、本方向性によって組織の成否は当然本年度の成績にも多大な影響を及ぼすものである。

上記は、支社長として、これまで同様営業面試練と共に組織体制での試練を抱えたスタートとなったが、若いメンバーから男女・パートの枠を超えた全メンバーの協調性発揮による業務効率化に挑戦する1年が始まったのである。